

勤務形態一覧表の作成について

勤務形態一覧表の作成方法等については次の記載例を確認してください。

入力の説明

児童指導員等加配加算、専門的支援加算を取得しない場合は「児童指導員(その他)」や「保育士(その他)」を使用すること。

令和5年4月1日からは障害福祉サービス経験者は配置できません。(その他従業者とします。)

(主たる
従業員)

例：人員最低基準(定員10名の場合)
「常勤職員1名＋常勤又は非常勤1名」を
営業時間中に配置すること。
ただし、常勤職員が有休又は週休日である場合、代
替職員は非常勤職員で可。

(令和6年 4 月)

事業所・施設の名称	〇〇事業所
-----------	-------

〇〇事業所

常勤の職員が一週間に勤務すべき時間数	40
--------------------	----

40

基準上の従業者のうち、1人目の常勤は勤務時間よりも営業時間が短い場合でも加配人員に残り時間を記載しない。

児童指導員(5年以上)	A	〇〇 〇〇	社会福祉士	① ① ① ① ① 8 8 8 8 8	① ① ① ① ① 8 8 8 8 8	① ① ① ① ① 8 8 8 8 8	① ① ① ① ① 8 8 8 8 8	160.0	40.0	40.0	1.0
-------------	---	-------	-------	---	---	---	---	-------------------------------	------------------------------	------------------------------	-----------------------------

基準上の従業者

加配人員

基準上の従業員の常勤職員が有休又は週休日である場合でも追加で常勤職員を配置する必要はありません。

勤務時間よりも営業時間が短い場合などで、基準人員を満たしつつなお勤務時間が残る場合は残り時間を加配人員に記

基準上の従業者**以外**の従業者を記載すること

各事業所の営業時間・勤務時間帯に応じ記載を修正してください。

児童発達支援	曜日	営業時間	定員
	月火水木金	10:00 ~ 16:00	10 人
	土日	10:00 ~ 17:00	10 人
	その他	~	人
放課後等 デイサービス	曜日	営業時間	定員
	月火水木金	10:00 ~ 16:00	10 人
	土日	10:00 ~ 17:00	10 人
		~	人

注1 本表はサービスの種類ごとに作成してください。
注2 欄には、当該月の曜日を記入してください。
注3 職員の勤務状況等を記載する欄には、全ての職員を記入してください。
注4 常勤換算の算出に当たっては、小数点以下第2位を切り捨ててください。

多機能型事業所で、従業者の員数の特例によらない事業所は、サービスごとに勤務形態一覧表を作成してください。
(※サービスごとに必要とされる従業者を、それぞれ別に配置している場合)

記載例:基本形(週5営業、営業時間8:30から17:30、児童指導員3名)

従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (令和6年 4月)

事業所・施設の名称	〇〇事業所
-----------	-------

定 員（※施設合計）			10	サービス種類	児童発達支援・放課後等デイサービス														常勤の職員が一週間に勤務すべき時間数														40			
職 種	勤務 形態	氏 名	資格	兼務内容等	第 1 週							第 2 週							第 3 週							第 4 週							4 週 の 合計	週平均 の勤務 時間	週平均の 当該事業 勤務時間	常勤換 算後の 人数
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28				
					木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水				
管理者	A	①		児発管	①	①	①	①	①			①	①	①	定休	①			①	①	①	①	①			①	①	①	①	①			152.0	38.0		
児童発達支援管理責任者	A	①		管理者	①	①	①	①	①			①	①	①	定休	①			①	①	①	①	①			①	①	①	①	①			152.0	38.0		

(※以下、直接処遇職員を記載。管理者が直接処遇職員(児童指導員や機能訓練職員等)を兼務する場合、下記に直接処遇職員としての勤務状況を記載すること。)

基準上の従業員	児童指導員(その他)	A	②			① 8	① 8	① 8	① 8	① 8			① 8	① 8	① 8	定休	① 8			① 8	① 8	① 8	① 8	① 8			① 8	① 8	① 8	① 8	① 8			152.0	38.0		0.9						
	児童指導員(その他)	A	③			① 8	① 8	① 8	① 8	① 8			① 8			① 8	① 8	① 8	定休	① 8		① 8	① 8	① 8	① 8			① 8	① 8	① 8	① 8	① 8			144.0	36.0		0.9					
	児童指導員(その他)	A	④																		① 8													8.0	2.0		0.0						
		定員10の基本的な勤務形態です。 児童指導員3名のうち1名が休んでも加算に影響を与えません。																																0.0	0.0		0.0						
																																				0.0	0.0		0.0				
加配人員	児童指導員(その他)	A	④			① 8	① 8	① 8	① 8	① 8			① 8	有休 8	① 8	定休	① 8			① 8		① 8	① 8	① 8	① 8			① 8	① 8	① 8	① 8	① 8			144.0	36.0		0.9					
	児童指導員(その他)	A	③																		有休 8													8.0	2.0		0.0						
																																		0.0	0.0		0.0						
		<人員基準> 定員10の場合は営業時間を通じて児童指導員又は保育士を 常勤1名＋常勤又は非常勤1名の2名を配置																																0.0	0.0		0.0						
																																				0.0	0.0		0.0				
																																				0.0	0.0		0.0				
																																				0.0	0.0		0.0				
																																					0.0	0.0		0.0			
																																					0.0	0.0		0.0			
																																						0.0	0.0		0.0		
																																							0.0	0.0		0.0	
																																							0.0	0.0		0.0	
																																								0.0	0.0		0.0
																																								0.0	0.0		0.0
																																								0.0	0.0		0.0
																																								0.0	0.0		0.0
																																								0.0	0.0		0.0
																																								0.0	0.0		0.0
																																								0.0	0.0		0.0
																																								0.0	0.0		0.0
																																								0.0	0.0		0.0
																																								0.0	0.0		0.0
																																								0.0	0.0		0.0
																																								0.0	0.0		0.0
																																								0.0	0.0		0.0
																																								0.0	0.0		0.0
																																								0.0	0.0		0.0
																																								0.0	0.0		0.0
																																								0.0	0.0		0.0
																																								0.0	0.0		0.0
																																								0.0	0.0		0.0
																																								0.0	0.0		0.0
																																								0.0	0.0		0.0
																																								0.0	0.0		0.0
																																								0.0	0.0		0.0
																																								0.0	0.0		0.0
																																								0.0	0.0		0.0
																																								0.0	0.0		0.0
																																								0.0	0.0		0.0
																																								0.0	0.0		0.0
																																								0.0	0.0		0.0
																																								0.0	0.0		0.0
																																								0.0	0.0		0.0
																																								0.0	0.0		0.0
																																								0.0	0.0		0.0
																																								0.0	0.0		0.0
																																								0.0	0.0		0.0
																																								0.0	0.0		0.0
																																								0.0	0.0		0.0
																																								0.0	0.0		0.0
																																								0.0	0.0		0.0
																																								0.0	0.0		0.0
																																								0.0	0.0		0.0
																																								0.0	0.0		0.0
																																								0.0	0.0		0.0
																																								0.0	0.0		0.0
																																								0.0	0.0		0.0
																																								0.0	0.0		0.0
																																							</				

勤務時間帯	①8:30～17:30(8時間)、②8:30～12:30(4時間)、③12:30～17:30(5時間)、休 休日
勤務形態の区分	A:常勤で専従 B:常勤で兼務 C:常勤以外で専従 D:常勤以外で兼務

加配人員の勤務合計時間が常勤換算で1以上であれば加配加算を算定できます。
なお、この事業所では、常勤が勤務する時間は通常160時間ですが、祝日で定休が1日あるため、その分を差し引き152時間となります。

記載例:週6営業、営業時間8:30から17:30、児童指導員4名

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (令和6年 4月)

事業所・施設の名称	〇〇事業所
-----------	-------

定 員 (※施設合計)			10	サービス種類	児童発達支援・放課後等デイサービス														常勤の職員が一週間に勤務すべき時間数												40					
職 種	勤務形態	氏 名	資格	兼務内容等	第 1 週							第 2 週							第 3 週							第 4 週							4 週の合計	週平均の勤務時間	週平均の当該事業勤務時間	常勤換算後の人数
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28				
					木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水				
管理者	A	①		児発管	①	①	①	①	①			①	①	①	定休	①			①	①	①	①	①			①	①	①	①	①			152.0	38.0		
児童発達支援管理責任者	A	①		管理者	①	①	①	①	①			①	①	①	定休	①			①	①	①	①	①			①	①	①	①	①			152.0	38.0		

(※以下、直接処遇職員を記載。管理者が直接処遇職員(児童指導員や機能訓練職員等)を兼務する場合、下記に直接処遇職員としての勤務状況を記載すること。)

基準上の従業員	児童指導員(その他)	A	②				①	①	①	①	①			①	①	①	定休	①			①	①	①	①			①	①	①	①	①			152.0	38.0		0.9
	児童指導員(その他)	A	③				①	①	①	①	①			①	①	定休	①	①			①	①	①	①			①	①	①	①	①			144.0	36.0		0.9
	児童指導員(その他)	A	④				①					①					①			①	①		①			①					①		72.0	18.0		0.4	
		定員10で週6営業の場合です。 基準上の職員が2名だと人員基準を満たせない日が週に二日生じます。 そのため最低でも3名の配置が必要です。 加配加算を取得するのであればさらに1名配置が必要です。																															0.0	0.0		0.0	
加配人員	児童指導員(その他)	A	④				①	①	①				有休	①	定休						①	①					①	①	①				80.0	20.0		0.5	
	児童指導員(その他)	A	③																		有休	8											8.0	2.0		0.0	
	児童指導員(その他)	C	⑤				①	①		①			①									①		①			①						56.0	14.0		0.3	
		<人員基準> 定員10の場合は営業時間を通じて児童指導員又は保育士を 常勤1名＋常勤又は非常勤1名の2名を配置																															0.0	0.0		0.0	
																																	0.0	0.0		0.0	
																																	0.0	0.0		0.0	

勤務時間帯	①8:30～17:30(8時間)、②8:30～12:30(4時間)、③12:30～17:30(5時間)、休 休日
勤務形態の区分	A:常勤で専従 B:常勤で兼務 C:常勤以外で専従 D:常勤以外で兼務

加配人員の勤務合計時間が常勤換算で1以上であれば加配加算を算定できます。
なお、この事業所では、常勤が勤務する時間は通常160時間ですが、祝日で定休が1日あるため、その分を差し引き152時間となります。

従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表

(令和6年 4月)

事業所・施設の名称

〇〇事業所

保育士が16日に基準上の職員として勤務しているため、保育士のみで加配の常勤換算1を満たせなくなっています。この場合、加配加算は児童指導員等となってしまいます。

(※以下、直接処遇職員を記載。管理者が直接処遇職員(児童指導員や機能訓練職員等)を兼務する場合、下記に直接処遇職員としての勤務状況を記載すること。)

基準上の従業者

加配人員

基準上の従業者は有休をとった場合は他の職員で穴埋めが必要です。加配人員を基準上の従業者に配置します。

有休で基準上の従業者としては配置できませんが、常勤職員のため、加配人員で勤務したものとして常勤換算することは可能です。なお、非常勤ではできません。

加配人員の勤務合計時間が常勤換算で1以上であれば加配加算を算定できます。

なお、この事業所では、常勤が勤務する時間は通常160時間ですが、祝日で定休が1日あるため、その分を差し引き152時間となります。

この月は常勤専従の保育士(5年以上)が基準上の従業者に配置されているとともに、常勤換算も児童指導員(その他)と合わせて1となっているため、区分は「**5年未満の児童指導員等**」となります。

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (令和6年 4月)

〇〇事業所

(※以下、直接処遇職員を記載。管理者が直接処遇職員(児童指導員や機能訓練職員等)を兼務する場合、下記に直接処遇職員としての勤務状況を記載すること。)

＜人員基準＞
定員10の場合は営業時間を通じて児童指導員又は保育士を
常勤1名＋常勤又は非常勤1名の2名を配置

勤務形態の区分 A:常勤で専従 B:常勤で兼務 C:常勤以外で専従 D:常勤以外で兼務

(主たる対象者が重症心身障害児の事業所用)
従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表

事業所・施設の名称

多機能型事業所は、サービスごとに勤務形態一覧表を作成してください。
各事業間の勤務時間が重複しないようご注意ください。

【営業時間等】 ※下記の事業のみ記入

注1 本表はサービスの種類ごとに作成してください。
注2 *欄には、当該月の曜日を記入してください。
注3 職員の勤務状況等を記載する欄には、全ての職員を記入してください。
注4 常勤換算の算出に当たっては、小数点以下第2位を切り捨ててください。